

1. 件名:東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所におけるボイラー・タービン主任技術者の社内選任に係る運用について
2. 日時:令和2年9月7日(月)15時30分～16時50分
3. 場所:原子力規制庁13階BC会議室
4. 出席者:
 - 原子力規制庁
 - 原子力規制部検査グループ実用炉監視部門
 - 平田上席監視指導官、久光上級原子炉解析専門官、志賀主任監視指導官
 - 東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)
 - 原子力運営管理部 運転管理グループマネージャー 他2名
5. 要旨
 - 東京電力から、令和元年9月30日に発電事業変更届出が行われたことにより、福島第二原子力発電所1号機～4号機の補助ボイラー設備は原子力発電工作物から自家用電気工作物に変更となったため、電気事業法第43条第3項に基づきボイラー・タービン主任技術者の解任を行った後に、社内規程に基づきボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者を選任して、引き続き補助ボイラー設備等の保安の任に当たっている旨の説明を受けた。
6. 配布資料
 - ・福島第二原子力発電所におけるボイラー・タービン主任技術者の社内選任に係る運用について

以上